

令和7年度共同募金重点助成分野特別助成募集要領

(福) 奈良県共同募金会
宇陀市共同募金委員会

第1条 事業の目的

奈良県共同募金会宇陀市共同募金委員会（以下「本会」という。）では、これまでの事業を拡大して、福祉課題に取り組み、活動を展開する団体や、新しく地域福祉の問題解決や福祉のまちづくりを推進していく団体等に助成を行い、地域福祉の推進ならびに共同募金事業への理解の拡大を図ることを目的とします。

第2条 助成対象団体

宇陀市内に活動拠点を置く NPO 法人、社会福祉法人、ボランティアグループ、学校など地域活動や福祉活動を行う団体で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的としないこと
- (2) 事業実施に必要な資金の確保に困難をきたしていること
- (3) 同じ内容で他から助成金等を受けていない、もしくは受ける予定がないこと
(他からの助成等金等を受けていない別の事業であれば可)
- (4) 公益性を有すること
- (5) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- (6) 活動内容や事業内容、財務の状況を公にできること

第3条 助成対象事業

令和7年度に新たに実施している、または拡充して実施される地域福祉活動を推進する事業で、次の奈良県共同募金会が定める6つの重点助成分野（別紙参照）に該当する事業を対象とします。ただし、助成の効果が大きいと認められる事業を優先します。

- (1) 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- (2) 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- (3) 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- (4) 災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
- (5) 生活に困難を抱える人たちへの緊急支援
- (6) 福祉のこころ芽生える人づくりへの支援

第4条 助成金額

助成金の総額は、56万5,000円です。

助成額は、限度額内であれば100%助成します。助成金の繰越はできません。

次の表に定める金額で適正な金額

助成対象経費	経費別限度額
①講演会・研修会・地域住民が参加できる交流会・居場所等の開催費用	30万円まで
②チラシ・パンフレット・PR資料等の作成費	10万円まで
③備品・機材等の購入費	30万円まで

※1団体からの申請は、①～③のいずれかです。

(助成対象経費例)

- ①講師謝金 ②消耗品費 ③通信費 ④交通費 ⑤燃料費
 ⑥保険料 ⑦使用料 ⑧会議費 ⑨教材費
 ⑩その他、委員会が必要と認めた経費

次の費用は、助成の対象となる経費としては認められません。

- ①食糧費（例：弁当や昼食代等は不可。ただし、手作りするのための食材費及びボランティアで清掃活動や会議等をするときの茶菓子やジュース等は可）
 ②観劇、映画等の入場料
 ③人件費
 ④その他社会通念上相当と認められる範囲を超える支出に充てられる経費

第5条 申請方法

- (1) 所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要資料を添付の上、定められた期日までに委員会会長（以下「会長」）に提出してください。同一団体からの申請は1つに限ります。

(2) 申請締め切り 令和7年9月26日（金）

午後5時 必着(ただし、土日祝日を除く。)

第6条 助成の決定

- (1) 申請を受けた後、委員会の審査会議にて申請内容を審査し、助成金額を決定します。委員会は、共同募金の募金総額、申請者の活動内容等により、申請を却下もしくは申請金額と異なる助成金額の決定をすることができます。
- (2) 会長は助成決定者に対し、決定通知を送付します。また、申請却下者にはその旨を書面で通知します。

第7条 助成金交付の条件

会長は助成金の交付にあたり、助成決定者に対し必要に応じ条件を付すことができます。

第8条 助成金の交付

特別助成交付申請書を会長に提出し、交付を受けるものとします。

第9条 事業完了報告

助成金交付を受けた者は、定められた期日までに、支出を証する領収書（原本）を添付した事業実施完了報告書を委員会に提出してください。

第10条 助成の取り消し

助成金交付後、次の事実が発覚した場合は、会長は助成を受けた者に対し、助成決定を取り消し、助成金の返還を命じることができます。

- （1）必要書類に虚偽の記載をしていた
- （2）正当な理由なく事業実施完了報告書を提出しない
- （3）助成金を助成対象以外で支出していた

○ 申請先、問合せ先

（福）奈良県共同募金会 宇陀市共同募金委員会
〒633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井 486-1（宇陀市社会福祉協議会内）
電話 0745-84-4116
I P 電話 0745-88-9202
FAX 0745-84-3600

(別紙) 令和7年度共同募金重点助成分野特別助成募集要領 注意事項

2条関係

共同募金活動は住民相互のたすけあいの基に展開される活動であり、助成金を受けようとする者は、お金を受け取るだけでなく、自らも募金活動（募金を集める活動＝他者を支援する活動）を行うことが望ましいとされています。

他市町村では、「共同募金活動に積極的に協力していること」を助成金交付要件の1つに掲げている所もあります。

2条（6）関係

共同募金は租税ではありませんが極めて公共性の高いお金であり、募金者に対する説明責任という観点からも、事業内容は公にされるべきものです。

4条関係

消耗品費、通信費、燃料費等は、厳格に公私分離することが難しいと考えられるため、事業の内容と照らし合わせ、客観的に合理的な説明ができる範囲のみ本助成対象として認められます。

人件費は、本助成の対象となる事業を実施するか否かに関わらず発生するものと考えられ、直接的な事業経費とは認められず、本助成の対象となりません。また娯楽性が強く、事業と直接的な関係がないと考えられる観劇の入場料や、本格的な飲食にかかる費用等についても、助成対象となりません。

領収書や領収書に準ずる資料等、客観的に支出したことが明らかであることが読み取れるものがない場合は、助成対象経費としては認められません。

5条関係

申請期間を過ぎた後の申請はいかなる理由があっても受付できません。申請書の修正が必要な場合等に備えて、早めに準備をお願いします。

9条・10条関係

定められた期日までに報告書の提出がない場合、助成金を返還していただく場合があります。